

グローバル知財戦略フォーラム2015  
【B-1】世界を目指す中小企業・地域の知財活用策

---

## 中小企業が融資を受ける際の知財の活用方法 (金融機関の視点)

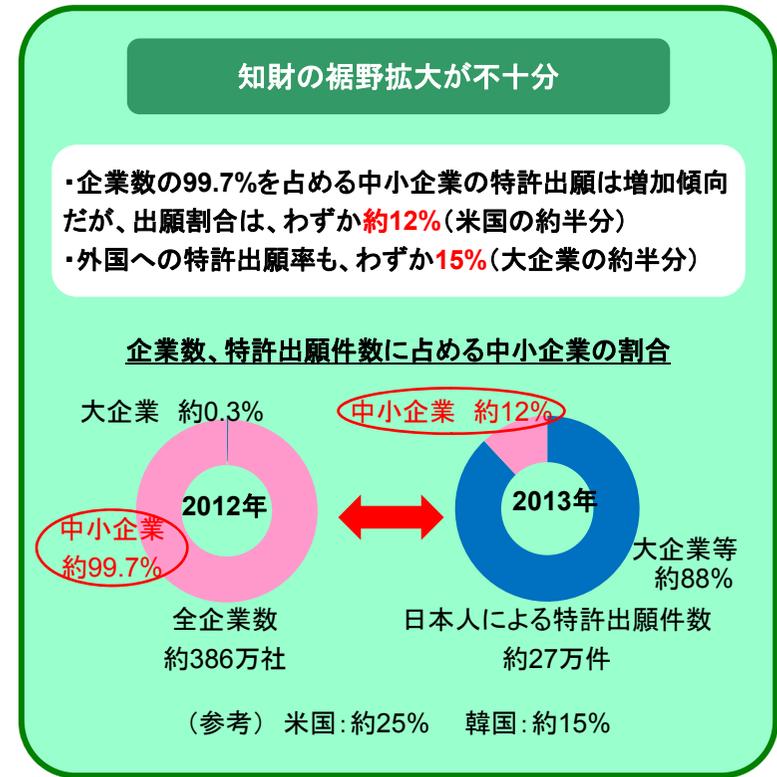
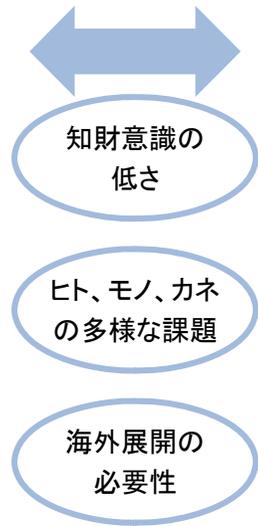
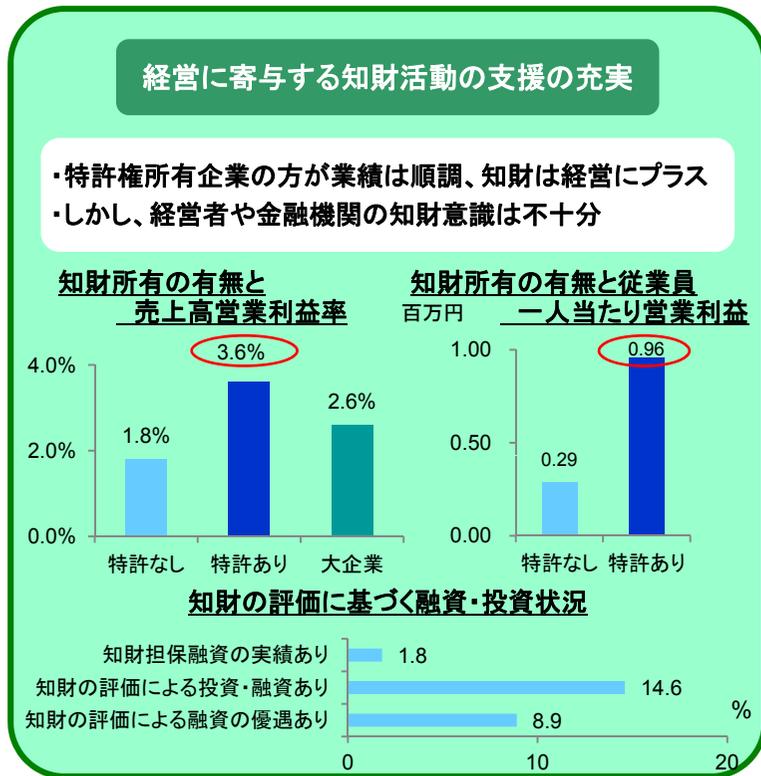
---

2015年1月26日

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社  
環境・エネルギー部 兼 知的財産コンサルティング室 部長 弁理士  
渡部博光(わたなべ ひろみつ)

# 中小企業と知財を取り巻く状況

- 知財を経営に活かすことは企業の業績にも貢献することになるが、中小企業における知財活用は十分とは言えないのが現状である。



(出所) 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会(第4回)資料2(特許庁説明資料)を基に作成

# 主な知財関連中小企業支援施策①

- 特許庁が概算要求している中小企業支援施策の概要は以下の通り。

## 1. 地域の知財支援基盤の整備

### (1) 「知財総合支援窓口」の機能強化

47都道府県(57ヶ所)に設置している地域の**知財ワンストップ相談体制**の強化  
(弁理士・弁護士等の**配置を倍増(週1回→2回)**、**企業訪問活動(裾野拡大)の拡充等**)

【支援件数実績】 23年度: 10万件、 24年度 12万件 25年度: 15万件

## 2. 企業に対する直接支援メニューの多様化

### (1) 知財金融支援

シンポジウムや知財ビジネス評価書等の作成支援を通じ、金融機関から中小企業への知財に着目した融資を促進  
※既に一部の地銀、信金においては取組に着手

### (2) 特許調査・分析支援

研究開発投資の重複回避、オープングローズ戦略等に資する**特許調査**や**特許マップ作成(50企業)**等を通じ、効果的な技術の権利化等を実現

### (3) 特許科等の軽減措置

平成26年4月から中小企業の軽減措置を拡充(**料金を1/3に軽減等**)(産業競争力強化法) 【利用件数】 平成26年9月末 1,933件

## 3. 地域資源の活用策等を含む地域支援

### (1) 地域団体商標の登録主体の拡充と利用促進

・平成26年8月から商工会、商工会議所、NPO法人を登録主体に追加し出願可能に、**まちおこしや震災復興のツール**としての地域団体商標の活用を更に促すほか各地域の特性に応じた支援を実施

### (2) 先進的・意欲的な地域への予算的支援

やる気のある地域の提案プロジェクト(地域ブランドの海外商標出願、知財を学んだ学生のインターンシップ等)を伴走型で支援

## 主な知財関連中小企業支援施策②

### 1.事業展開前の情報収集段階における支援

#### (1)各国知財制度等の調査と情報提供

- ・様々な海外知財リスクに対応するための各国知財実務情報、制度情報をウェブ等(新興国等知財情報データバンク等)で提供、対象国・掲載情報を拡充
- ・各国知財制度や模倣対策マニュアル・侵害事例集を提供、新たに海外での係争に備えた「中小企業のための知財訴訟対策マニュアル」を整備(平成26年度中)

### 2.事業展開の準備段階における支援

#### (1)外国出願補助金

海外展開計画中の中小企業等に対し、外国出願費用(現地代理人費用、翻訳費等)の1/2を助成、**地域ブランドの支援対象拡大**

実績	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施地域数	26地域	36地域	40地域	43地域+全国
支援件数	102件	191件	381件	483件(11/18時点)

#### (2)海外知的財産プロデューサー

海外進出を見据えた中小企業等に知財のリスクと対策、契約上の留意点等の手法を支援、海外知的財産アドバイザーの活用により情報収集・発信機能を強化

### 3.事業実施段階における支援

#### (1)日本初ビジネス展開支援

技術流出を防ぎつつ、海外で知財の売り込みを支援し、知財ビジネスの海外展開を実現

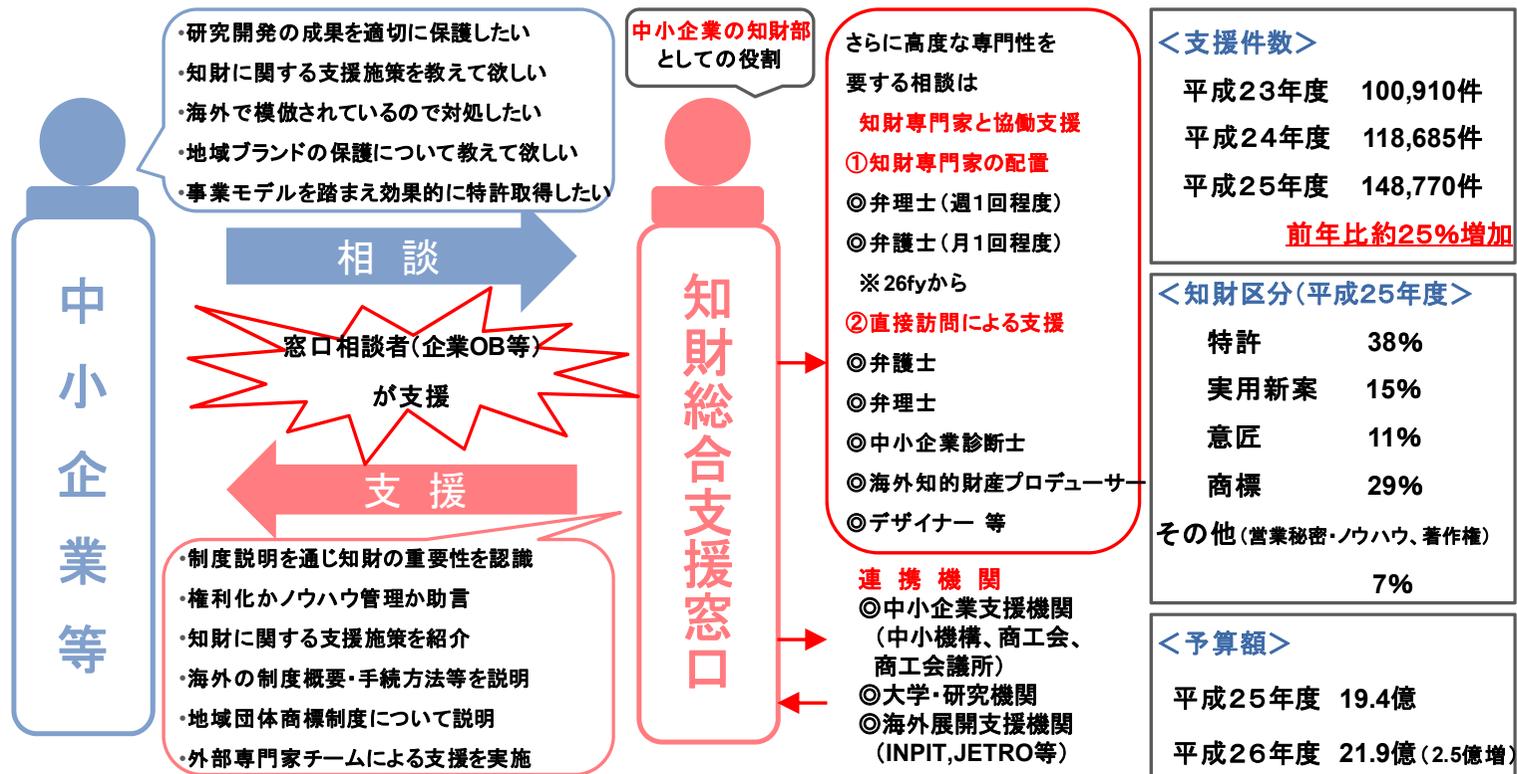
#### (2)海外侵害対策補助金

海外の模倣対策費用(侵害調査、行政摘発等)の2/3を助成、**冒頭出願等により提訴を受けた場合の防衛(係争)費用に拡大**

(出所)知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会(第4回)資料2(特許庁説明資料)を基に作成

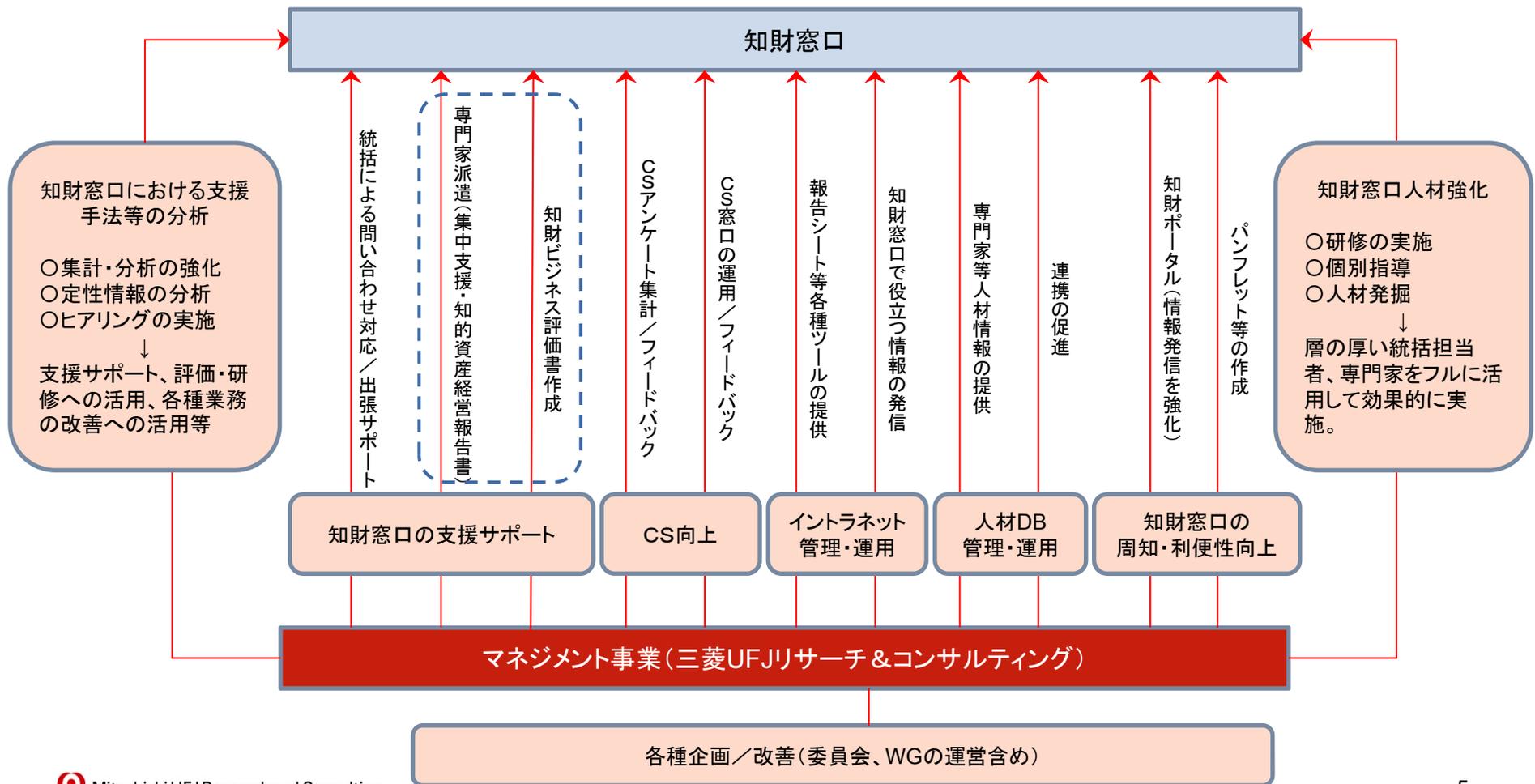
# 知財総合支援窓口

- 知財総合支援窓口は、様々な専門家・支援機関等と共同でワンストップサービスを提供することにより、地域・中小企業等の知財活用・新規事業化を支援することを目的とし、現在、47都道府県、57箇所に設置されている。平成25年度実績として、窓口支援担当者約150人が知財総合支援窓口配置され、148,770件の支援が実施されている。これまでも弁理士等の専門家活用が行われてきたが、平成26年度からは、窓口週1日以上弁理士が、月1日以上弁護士が配置され、相談対応体制も強化されている。



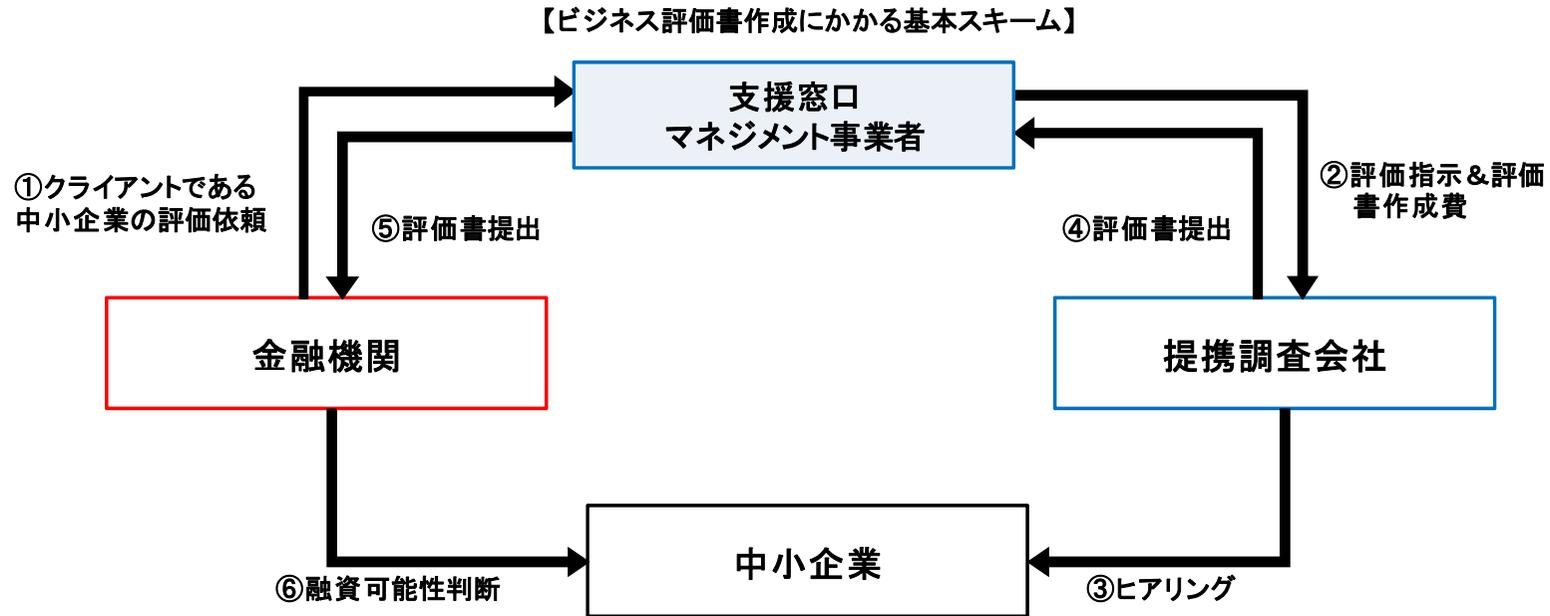
# 知財総合支援窓口を支援するマネジメント強化事業

- 弊社が受託している「平成26年度特許等取得活用支援マネジメント強化事業(マネジメント強化事業)」の全体像は以下の通りであり、知財総合支援窓口のサポートを行っている。



## 金融機関における知財ビジネス評価書活用の取り組み

- 知財を切り口として中小企業のビジネスを評価したレポート(知財ビジネス評価書)の作成を、金融機関の申し込みに基づいて実施する公募事業を実施し、18金融機関37案件が採択されている。



## 【ご参考】採択結果

- 公募で採択された37案件の申請者(金融機関)は次の18社である。

都道府県	金融機関名
山形県	荘内銀行
宮城県	七十七銀行
東京都	みずほ銀行
東京都	りそな銀行
東京都	朝日信用金庫
東京都	東京東信用金庫
千葉県	京葉銀行
愛知県	名古屋銀行
三重県	百五銀行
奈良県	奈良中央信用金庫
大阪府	近畿大阪銀行
兵庫県	尼崎信用金庫
兵庫県	兵庫県信用組合
岡山県	中国銀行
愛媛県	伊予銀行
愛媛県	愛媛銀行
大分県	豊和銀行
沖縄県	沖縄銀行

---

## 金融機関の視点

---

- 多くの金融機関は、知財を評価して「担保」としたいと考えている訳ではない(保全として意味を持つ担保とするためのハードルは高い)。
- 知財や技術という切り口から、当該企業の事業を評価することが出来れば、融資プロセスの様々な場面で参考となり得る。
- 結果として、通常の判断であれば融資が難しい案件であっても、当該企業の事業について詳細に把握が可能となることで、前向きな判断(リスクテイク)がしやすくなるという効果は期待できる。
- 今後、知財ビジネス評価書を金融機関により活用してもらうためには、金融機関において知財ビジネス評価書というツールを実際に活用してみるというプラクティスを積み上げ、業界全体的なトレンドにしていくとともに、融資を行う際の1つの方法論として実務に定着をさせていくための仕組みが必要となる。